

グリーンカルチャー

こらか

発行 | 甲賀農業農村振興事務所
農産普及課

住所 | 〒528-8511
甲賀市水口町水口6200

電話 | 0748-63-6126

発行責任者 | 河村 久紀



甲賀地域の果樹をPRするために、8月と9月の2回、ブドウ・ナシ・イチジクの試食販売会が実施されました。2回とも多くのお客さんに来ていただき、大盛況で終えることができました。

来年度も開催が予定されておりますので、皆さまのお越しをお待ちしております！



いちごの一大産地をめざして

共同販売の取組



甲賀地域では、「いちご」を経営品目にした新規就農・新規参入が増加しており、令和3年から令和5年までに8戸が作付けを開始されました。

これまで、甲賀地域のいちご農家は、直売所や庭先での販売が主体で、出荷最盛期には直売所での販売競合が生じていました。

当課は、新規参入者・新規栽培者の経営安定のため、JAをはじめ関係機関と連携して、量販店向けの共同販売による出荷の体制づくりに取り組んでいます。



滋賀県初のオリジナルいちご

「みおしずく」

「みおしずく」は、滋賀県農業技術振興センターが、5年の歳月をかけて育成した滋賀県初のいちごオリジナル品種です。「かおり野」を母、「章姫」を父として生まれ、適度な酸味で際立つさわやかな甘味とフローラルな香りが特徴で、大粒で明るい色合いのいちごです。

甲賀地域でも令和5年から栽培が開始され、当課は、生産者とともに地域に合った栽培方法の確立に取り組んでいます。

「みおしずく」は量販店向けに出荷され、県内のスーパー等で販売されます。



「共同販売」と「みおしずく」の推進を活動の2本柱として、甲賀地域のいちご農家の収益向上と、いちごの一大産地化を目指して取り組んでいます！

小菊、作りませんか？

小菊は仏花に欠かせない花材としてお盆、お彼岸、年末を中心に需要があります。7月末から11月の出荷まで露地で栽培でき、ハウスを利用すれば年末向けにも栽培できます。大きな機械を必要とせず少ない投資で始められる品目です。

甲賀地域では湖南市から信楽に至るまで幅広い地域で小菊栽培に取り組まれており、8月から9月を中心に関西方面の仏花に合わせた規格で組花加工業者へ出荷されています。お花も地産地消が選ばれる時代になってきたことから、甲賀の小菊として名前を出した販売も行われ、出荷量の増加も求められています。女性の生産者も多く、性別や年齢を問わず栽培に取り組むことができますので、空いた農地の活用や新たに園芸品目に取り組みたい方は一度検討してみませんか？栽培に関心のある方は甲賀農産普及課またはJAこうか園芸特産販売課へご相談ください。



栽培のポイント

- ◆ 水はけのよい土壌環境が栽培に適します。
- ◆ 連作障害を回避するため、2年に1回はほ場を変えます。
- ◆ 一旦親株を購入した後は自家養成し株数を増やします。



お盆向け小菊の

経営試算

(3aあたり)

栽培経費 9.3万円	売上高 36.2万円
収益 26.9万円	

※単価27円、収量4,480本/aとして試算

世界農業遺産



もり・木・里・湖 に育まれる 漁業と農業が織りなす

琵琶湖システム

伝統的な琵琶湖漁業、環境こだわり農業、魚のゆりかご水田、水源林保全などが「琵琶湖システム」として、2022年7月に世界農業遺産に認定されました！

世界農業遺産は、世界的に重要な農林水産業システムを国連食料農業機関（FAO）が認定する仕組みです。

詳しい情報は、こちらのホームページをご覧ください ▶



甲賀地域青年農業者クラブ KokaCFA の紹介

KokaCFAは甲賀市・湖南市で就農している若手農業者で構成されたクラブです。水稻、野菜、お茶など栽培品目も様々な20代～40代までの16名のクラブ員が在籍しています。

クラブ員は新たな栽培方法の検討や経営上の課題解決を行う“プロジェクト活動”に取り組み、知識・技術の習得や課題解決能力の育成を行っています。そのほかにも、先進地への視察やマルシェなどの消費者との交流、農業高校への出張授業などの活動も行い、仲間との絆を深めながら、自らの資質向上のために活動しています。



プロジェクト発表大会甲賀地域
大会にて一年の成果を発表する様子



県外先進農家の視察にて
熱心に学ぶクラブ員

KokaCFAは今後も甲賀地域の活性化に向けて様々な活動を行っていきます。
活動にご興味のある方は、甲賀農産普及課までお問い合わせください。

「地域計画案」を作成しましょう！

これまで、地域農業の在り方を検討した「人・農地プラン」の取組が、このたび「地域計画」として法定化され、改めて農業・農地の将来設計を計画書として策定することとなりました。

「地域計画」では、10年後の地域農業の計画書と併せて、一筆ごとに農地利用者を示した地図（目標地図）を作成します。以下の手順に沿って案の作成をお願いします。

- 1 農地の現状の整理**
農地ごとに所有者・耕作者を記した現状地図を作成します。
- 2 今後の耕作の見込み、意向の把握**
耕作者（集落内・外）を対象に、アンケート等で意向を把握します。
- 3 将来方向の話し合い**
アンケート結果等を現状地図に落とし込み、担い手に農地を集約できないか、後継者のいない農地をだれが担うのかなどを話し合います。
- 4 地域計画案、目標地図案の作成**
様式により「地域計画案」をまとめます。10年後の耕作者がわかる「目標地図案」を作成します。

「地域計画」は令和7年3月までに作成することが求められています。この機会に地域農業の未来について話し合いましょう。

詳細については、各市または関係機関までお問い合わせください。